

## 「福岡市確認申請の手引き」改正概要

### (追加項目)

#### ①総 4－2 小規模な倉庫の取扱いについて

概要：建築物に該当しない、土地に自立して設置する「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日国住指第 4544 号）がなされ、この運用について、「基準総則集団規定の適用事例（2017 年度版）」で定められている。

その補足として、高さや面積制限と共に、道路内に建築しないことを定めるもの。

（指導委員会 H29. 10. 26 付議済み）

#### ②集 1－1 道路斜線制限における位置指定道路の回転広場部分の取扱い

概要：位置指定道路の回転広場及び隅切り部分は、道路斜線を適用する場合の道路部分には含まないものとするもの。

（指導委員会 H29. 11. 9 付議済み）

### (改正項目)

#### ③総 1 3 共同住宅の共用廊下等の部分に係る容積率不算入措置の考え方

概要：宅配ボックス等についても容積不算入とする技術的助言（平成 29 年 11 月 10 日国住街第 127 号）がなされたため、宅配ボックス等について追加修正するもの。

#### ④単 1 0 給水管，配電管，ガス管等が竪穴区画の床，壁を貫通する場合の取扱い

概要：これまで、階段の竪穴区画のみの説明であったが、「建築物の防火避難規定の解説 2016」の 194 ページの質問・回答の中で屋外避難階段の場合も設置できるとなっていることから、このことを追加修正するもの。

#### ⑤単 3 1 屋根の一部に網入りガラスを設けて採光を算定する場合の取扱い

概要：採光補正係数の算定に誤記があった為、建築基準法施行令第 20 条第 2 項の内容に整合するよう修正するもの。

#### ⑥集 1 9 外壁の後退距離に対する制限の緩和の取扱い

概要：外壁後退距離に対する制限の緩和のうち、外壁長さ 3 m の測り方を、「基準総則集団規定の適用事例（2017 年度版）」の測り方と同じに修正するもの。

なお、この修正で取り扱いが厳しくなり周知期間が必要である為、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。